

罹災証明・被害届出証明について

自然災害(火災を除く)により住家等への被害を受けたかたで、各種支援制度を利用するためには、「罹災証明書」「被害届出証明書」が必要なかたは、税務課に申請が必要です。

※火災の場合は消防署で罹災証明書を交付しています。

■ 罹災証明書・被害届出証明書について

「罹災証明書」とは、住家(居住している家屋)の被害の程度を証明するものです。
「被害届出証明書」とは、住家以外の工作物(雨樋、物置等)又は動産(自動車、家財等)の被害について、被害の届出がされたことを証明するものです。

■ 申請に必要な書類

- 1 罹災証明(被害届出証明)交付申請書
- 2 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
- 3 委任状(申請者(罹災者)本人及び同一世帯家族以外のかたが申請される場合)
- 4 位置図
- 5 被害の状況が確認できる写真

(1) 罹災証明

原則として、市職員(調査員)が現地調査を実施し、被害認定を行うため不要です。
ただし、罹災証明書に記載される被害の区分が明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」(被害割合が10%未満)となる場合、申請者の同意があれば、市職員(調査員)による調査を行わずに、申請者が撮影した写真等に基づき被害の区分を判定する「自己判定方式」により罹災証明書を交付します。

(2) 被害届出証明

市職員(調査員)による調査は行わないため、提出する必要があります。

■ 申請期限

被害を受けた日から90日以内。

罹災証明の場合は、申請書を受理した後、自己判定方式を除き調査に伺います。原則として被害を目視で確認が必要ですので、早めの申請をお願いします。